

東日本大震災で被災された年金受給権者のみなさまへ

年金支給関係

Q 4月15日の年金の振込は大丈夫ですか？

4月15日（金）の年金はご指定の金融機関口座へ通常どおりお振込いたします。

Q 年金の払い戻しに使用している金融機関の預金通帳、カード、印鑑がありません。年金振込を指定した金融機関から払い戻すためにはどうすればよいのですか？

預金通帳、カード、印鑑を持参されなくても、本人確認ができる書類を金融機関へ提示すれば、一部制限がありますが、年金の払い戻しが可能となっておりますので、年金が振込される金融機関へお問い合わせください。

Q 被災地から避難する際に、年金の払い戻しに使用している金融機関の預金通帳、カード、印鑑を持参せずに避難をしましたが、避難先には、振込を指定した金融機関がありません。払い戻すためにはどうすればよいのですか？

避難先に年金の振込を指定した金融機関のグループ（信用金庫グループ、信用組合グループ、農協グループ、漁協グループ、労働金庫グループ、ゆうちょ銀行グループのそれぞれのグループ）がある場合には、そのグループごとに預金通帳、カード、印鑑を持参されなくても、本人確認ができる書類をその金融機関へ提示すれば、一部制限がありますが、払い戻しが可能となっております。また、被災地にあった荘内銀行、山形銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、きらやか銀行、北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、大東銀行、東邦銀行、常陽銀行を、年金の振込先として指定している場合には、他の銀行でも本人確認ができる書類をその銀行へ提示すれば、一部制限がありますが、払い戻しが可能となっております。

なお、4月22日より、宮古信用金庫、杜の都信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫、石巻商工信用組合、いわき信用組合、相双信用組合を年金の振込先として指定している場合には、銀行でも本人確認ができる書類をその銀行へ提示すれば、一部制限がありますが、

払い戻しが可能となります。

詳しくは、各金融機関までお問い合わせください。

庄内銀行	0120-1032-39
山形銀行	0120-170-585
岩手銀行	0120-064-626
東北銀行	0120-164-416
七十七銀行	0120-170-677
きらやか銀行	0120-379-305
北日本銀行	0120-836-236
仙台銀行	0120-863-989
福島銀行	0120-294-091
大東銀行	024-925-1111
東邦銀行	0120-104-157
常陽銀行	0120-001-769
宮古信用金庫	0193-62-2400
杜の都信用金庫	022-222-8179
石巻信用金庫	0225-95-4111
気仙沼信用金庫	0226-22-6830
ひまわり信用金庫	0246-23-8500
あぶくま信用金庫	0244-23-5132
石巻商工信用組合	0225-94-1725
いわき信用組合	0246-92-4111
相双信用組合	0244-36-5561

届出関係

Q 自宅が被災したため、子供の家へ避難しております。住所変更もしているため、年金受給権者の住所変更をしたいのですができるのでしょうか？また、年金振込を指定している金融機関も併せて変更できるのでしょうか？

「年金受給権者異動報告書」を共済組合へ提出することで住所変更や金融機関の変更ができます。

「年金受給権者異動報告書」の用紙については、共済組合までご請求ください。

Q 年金証書を紛失した場合の再交付の手続きは、どうすればよいのでしょうか？

年金証書の再交付を希望される場合は、窓口にお越しいただくか、電話又は文書で共済組合又は市町村連合会に申し出てください。

電話・文書で申し出られる場合は、まず、「年金証書再交付申請書」をご指定の住所あてにお送りしますので、必要事項をご記入の上、共済組合又は市町村連合会までご提出ください。

なお、再交付された年金証書には、最新の年金額（年額）が記載されます。